（教育職員免許法等の特例関係）

第八条　［略］

第九条　地方公共団体が、法別表第九号の市町村教育委員会による特別免許状授与事業を実施するときは、教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同令第七十一条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同令第七十二条第三項中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」とし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）第一条、第三条及び第六条の規定の適用については、同令第一条中「いう」とあるのは「いい、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の教育委員会が同法第十九条第一項各号に掲げる者に授与する特別免許状にあつては、その免許状を授与した認定市町村をいう」と、同令第三条第一項中「都道府県教育職員免許状再授与審査会（」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会（構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十二条第二項を読み替えて適用する場合にあっては市町村教育職員免許状再授与審査会。」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会（市町村教育職員免許状再授与審査会にあっては、認定市町村の教育委員会。第五条第三項において同じ。）」と、同令第六条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（市町村教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営にあっては、当該審査会を設置する認定市町村の教育委員会規則）」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令の一部改正）

第四条　国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（平成二十七年文部科学省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の読替え）

第四条　特定公立国際教育学校等に関する教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）の規定の適用については、同令第二条第三項中「学校法人等（教育職員免許法第七条第二項に規定する学校法人等をいう。）は、」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人はその管理を行う同条第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等の教育職員等について、学校法人等（教育職員免許法第七条第二項に規定する学校法人等をいう。）は」と、「当該教育職員等」とあるのは「これらの教育職員等」とする。

○経済産業省令第十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、石油製品需給動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十八日

経済産業大臣　萩生田光一

石油製品需給動態統計調査規則の一部を改正する省令

石油製品需給動態統計調査規則（平成二十年経済産業省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
別表第一（第四条関係） ［削る］	**別表第一**（第四条関係） 十二　液化天然ガス

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（教育職員免許法の特例関係）

第八条　［同上］

第九条　地方公共団体が、法別表第九号の市町村教育委員会による特別免許状授与事業を実施するときは、当該事業についての教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同令第七十一条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同令第七十二条第三項中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則」とする。